

企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会次第

1. 日時

平成15年6月11日（水） 9：30～11：30

2. 場所

共用第6会議室

3. 議事次第

(1) 開会

(2) 資料説明

(3) 議事

① 自由討議

② その他

(4) 閉会

資料一覧

- 1 第1回「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」議事概要（案）
- 2 計画の届出等について
- 3 OHSMS 導入に係る定性的効果について
- 4 三洋電機における OHSMS 導入に係る効果等について
- 5 インセンティブに係る一企業の提案
- 6 論点の概要

（参考）COHSMS（コスモス）パンフレット

第1回企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会議事概要(案)

1 日 時 平成15年5月28日(水) 9:30~12:45

2 場 所 共用第6会議室

3 出席者

(委員) 平野座長、太田委員、衣川委員、小出委員、後藤委員、小林委員、柴田委員、高委員、畠中委員、宮尾委員

(行政) 大石安全衛生部長、中沖計画課長、西本安全課長、寺岡化学物質調査課長、高橋建設安全対策室長、高橋環境改善室長、奈良主任、小松主任、浅田主任、田中調査官、他オブザーバー

4 議事概要

① 平野委員を座長に選出した。

② 事務局より労働安全衛生行政等について説明後、自由討議を行った。概要は以下のとおり。

○ OSHMSとOHSASの違いは何か。

→ OHSASは仕組みであるが、OSHMSはパフォーマンスを伴う。労働災害を減らすという観点からすれば、実質を伴わなければならないと考えている。

○ OHSASとの違いについて、100以上の企業を調査しところ、ISO9000や14000は形を重視するが、安全衛生は労働者がいるので、形だけで運用されないのでは意味がない。OSHMSでは、おしきせではなく、全員参加型を取っている。

○ 当会議での企業の安全衛生管理とは労災防止だけを言うのか。企業の海外進出等、国際化の進展により海外での戦争、SARSなどいろいろな危険があるが、このような広い意味で捉えるのか。

→ 元々の発想は労働災害の危険のポテンシャルを落とすこと。これを広げるかどうかは今後の議論である。

○ OSHMS導入企業での成果、例えば労働災害が減少したとか客観的なデータはあるのか。

→ 導入した工場では労働災害がかなり減ったという実例がある。

○ 労災が減るならそれ自体がインセンティブであるが、しかしそれでも導入が進まないのであれば、別のインセンティブが必要となる。安衛法違反の罰則はどうなっているのか。OSHMSを導入していれば仮に災害が発生しても罰が軽くなるというわけにはいかないか。また、今後は海外サプライヤの労働条件も視野に入れなければならないのではないか。

○ 建設業では、建前と実情の乖離があり、労働者にも当然、「法令等を守るべき義務」があるのに、ひとたび災害が起こると事業主の管理責任のみが追及されるが、これではマネジメントの推進に役立たない。外国は自己責任の思想に基づく。結果オーライではなくそこに至る過程も評価するなら、自己責任の観点も入る。建設業は元請と下請とでは全く違う。元請は実際に人を使わず、下請はマネジメント力がなくて言われたことをやるだけという実情がある。

→ そのような話を建設事業者からも聞いた。このため建災防にて労働者が守

るべき事項に係る指針を作っており、今後国土交通省の従事者教育などに活かすつもりである。

- 総括安全衛生管理者、安全管理者などの階層別教育はあるが、全員参加型だと管理者だけでなく部課長クラスの教育が必要である。この層が常識的なことを知らないで現場を見るときに困る。工事責任者の下の単位、すなわち「作業責任者」クラスを作らないと、システムの運用がうまくいかない。
- OSHMSは枠組みではなくマネジメントそのものである。事故が減るかどうかがマネジメントが良いかどうかである。中小企業では、これを作るのが難しいため、作れる仕組みが必要ではないか。第3者認証など外からのチェックで、有効に機能しているかどうかを見るべきである。
- 100人、1000人規模ならマネジメント等が可能だろうが、10人規模では難しいかもしれない。
- PDCAを回し続けるためにはドライビング・フォースが必要である。マンネリ化など、息切れをどうするかが重要。OSHMSを位置づけるなら、ドライビング・フォースを注ぎ込み続ける仕組みを考えることが必要である。東山所
- 社内分社化が進み、請負の形で派遣も入ってくる。EU指令では事業場のマネジメントは初回だけでよいとされているが、それではメンタルヘルスなど新たな問題が放置されるのではないか。
 - 混在の場でのマネジメントシステムについては問題意識はある。「場の管理」を考えねばならないが、労働契約などで難しい部分もある。
 - 建設業では建災防の指針で元請けと下請が協力し、下請の意見も吸い上げるという仕組みがある。
 - 製造業でも請負や派遣が入ってくると仕組みが変わる。マネジメントシステムも中身の見直しが必要になってくる。
- 企業を見るときポイントは、構内下請もオブザーバーとして参加しているなど、安全衛生委員会がどのように行われているかである。派遣労働者が多い企業では、時には派遣元のトップがオブザーバー参加する仕組みも必要であるし、特に技術職の派遣は増えており、これを安全衛生委員会に取り込む必要がある。
- インセンティブの一つとして、マネジメントシステムを行っていることを考慮して契約すれば罪に問わないなどとすれば導入が進むのではないか。あるいは、契約条件の中にマネジメントシステムの導入を促す条項を入れる等も考えられないか。
- 過重労働の解決策としてサービス残業を減らす方策もマネジメントシステムに入れてはどうだろうか、もっとも、そうすると達成できる企業は皆無かもしれない懸念はある。
- 中小企業や下請事業場の安全衛生対策はシステムに入れる以前の段階である。ISO14000の経験では、形式的な資料作成等、無駄なことばかりやらされているという感がある。立派なシステムを作るほどやりにくくなるという実状がある。また、中小企業は文書を読むのをいやがるので、簡素で解りやすいものを作ることが重要ではないか。

5 労働安全衛生マネジメントシステムを導入した4企業から導入例のヒアリングを行った。概要は以下の通り。

(1) 福島キャノン

- 4月にキャノンから分離独立し、行動指針に「健康第一主義」、社長方針に「安全衛生スローガン」を含めている。
- 安全衛生について、既にベースがあったので導入は難しくなかった。
- 動機は赤チン災害ゼロの達成である。
- 健康対策の効果としては、健康診断の有所見率がゆっくりと減少している。
- トップが安全衛生のリスクを減少することを表明している。
- 企業として、安全衛生に費用をかけることにより、労働時間の損失や労災保険料等の観点から、コスト面での企業としての利益も生まれている。「安全衛生はコストである」「安全は儲かることである」ということを従業員にも言っている。
- 「安全は企業イメージとして大切である」とし、また、地域への貢献として地元企業への協力も行っている。

(質疑)

- リスクアセスメントの手法はどのようにやっているのか、作業工程を見ながらか、それともインタビューか。
→ チームで行う。現場を見ることとインタビューの両方で行い、機械導入前の設計段階でも行う。
- 手順書の作成(文書化)はどのように行ったのか。
→ マネジメント指針に沿ってマニュアルを作成し、その下に作業標準と基準書を作った。実施計画書は組織で作っており、誰が何をやるかについては、中災防からの指導を受け、厚生労働省指針に基づいて見直しを行った。
- 労働災害減が目的か、リスクの減少が目的か。
→ 「無災害から無危険へ」がスローガンである。ゼロ災害に向けていかに危険をなくすか、そのためにリスクアセスメントを行っている。
- 「安全はコスト」に感銘を受けた。企業は営利を求めるもの。安全衛生対策がpayすることが広まれば、安全衛生対策は進むがpayしたと考えているか。
→ 安全対策に投入した人件費を含めたバランスまでは判らないが、災害が発生すれば出たであろうコストを考えると、効果が出ているのではないか。

(2) イチテック

- 導入は従業員の生命が大事だということ。災害が0ということになるには、運が良くではないけない。
- 安全衛生が受注や労災保険料に反映しないならやっても仕方ないというのが大多数の中小企業の意識である。発注者から評価されないことは問題である。
- COHSMSによる評価を受けたが、このようなことで発注者からの点数がアップするとか、受注につながるとかのメリットがあれば、中小でも金をかけてでもやるようになる。事故が減るということを発注者も勉強してほしい。
- 現場の人にCOHSMSというシステムも必要である。

(質疑)

- 現場がやろうと思わないとルールもシステムも動かない。やっても受注につながらないといった点はぜひ議論したい。取り組みを促し、現場を説得できる手法が必要である。
- 監査等は協力会社も含めて行うのか。

→ 協力会社については、自社現場に来たときは自社マニュアルで協力会社も教育する。

○ 元請と下請、どちらの立場が多いか。建設業が規模の大小より元請下請の別が重要である。下請にマネジメントシステムの考え方をどう調和させるか。

→ 70%が元請。下請の場合は元請はゼネコン。JVを組むときはスポンサーのマネジメントシステムに入るので、自社のマネジメントシステムは使わない。

(3) 住友金属

○ 見せる管理よりは、効果の上がる安全衛生管理を行いたいと考えている。

○ OSHMSに係る取り組みは先駆的に実施している。有効に機能しており、認証不要と考えていたが、我が社が取らずしてどこが取るかとの考えから認証を受けることとした。これをきっかけにリスクアセスメントを開始し、工場間のレベル差やスタンダードが判ってきた。

○ インセンティブについては、社内でも議論をしたことがある。

(質疑)

○ 社内でマネジメント全体を回している人の体制如何。また、内部監査制度を設けているか。

→ 安全衛生スタッフで見ている。マネジメントは工場長やライン長が行うのが基本で、スタッフはそれをサポートする。「システム監査」は認証を受けるに当たり新たに位置づけており、少なくとも年1回監査する。監査員はJISHA資格やコンサルタント会の資格を有しているが、資格は余り重視していない。

○ インセンティブについてはどのようにお考えか。

→ インセンティブについて、鉄鋼業では過去に死亡災害を発生させているため遺族年金の給付があり、無災害を続けても-35%が限界。よって、メリット制の幅出しをしても恩恵が受けられない。過去の分を除外してメリットを考えてはもらえないか。労働安全衛生法第88条の計画の届出については、やめてしまうと手抜きになり、安全衛生管理の後退につながるのではないかと考えている。

○ 協力会社への影響力や関わり如何。システムの適用は自社のみか。

→ システムそのものは自社のみ適用される。しかし総合的安全衛生管理として従前より協力会社と一体となって実施している。災害統計も、社員・協力の区分もしない。協力会社メインで優々制度という制度も実施している。なお、人員は自社3000名、協力会社7000名である。

(4) 三洋電機

○ 産業機器を製造しており、非常に大きな物を製造している。

○ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入により、災害が減少した。

○ 各個人に自分自身の作業の分析を行ってもらっており、各作業者の意識づけが非常に進んだ。

○ 直接の関係は分からないが、作業・生産性の向上がなされ、経営は黒字化した。

(質疑)

○ リスクアセスメントを現場の方がやると、「危険」と書くと責任を伴うので点数が甘くなるということはないか。

→ 点数付けは安全衛生スタッフが行う。

○ 健康確保とシステムとの関連如何。

→ 健康管理については健康診断等従来の手法による。

6 その他

次回は6月11日(水)午前中。本日の議論等を踏まえ、安衛法の課題、意見、OSHSのインセンティブ等に係るご意見をまとめて寄せていただきたい。

計画の届出等

(第88条関係)

- 1 一定の業種及び規模に該当する事業場に該当する事業場に建設物若しくは機械等の設置、移転若しくは変更をしようとするとき
- 2 業種及び規模に関わりなく危険若しくは有害な作業を必要とする機械等の設置、移転若しくは変更をしようとするとき
- 3 建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、一定の仕事を開始しようとするとき
- 4 建設業等一定の事業の仕事（建設業にあつては、前記3の仕事を除く。）で、一定の規模若しくは種類のものを開始しようとするとき

1, 2, 4については労働基準監督署長に、3については厚生労働大臣に事前に届け出なければならない

(第89条関係)

厚生労働大臣による審査等

(第89条の2関係)

都道府県労働局長の審査等

罰則

(第116条関係)

製造禁止等違反、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

(第117条関係)

製造許可、検定、秘密遵守義務等違反、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(第118条関係)

業務停止命令違反、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(第119条関係)

事業者の講ずべき措置規定違反、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

(第120条関係)

事業者の安全衛生管理体制規定違反等、50万円以下の罰金

(第121条関係)

検査代行機関等の違反行為、50万円以下の罰金

(第122条関係)

両罰規定

(別添)

計画の届出等

第八十八条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、仮設の建設物又は機械等で、厚生労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項の事業者を除く。）について準用する。

3 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

5～8 略

第八十九条 厚生労働大臣は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三項又は第四項の規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2～5 略

（都道府県労働局長の審査等）

第八十九条の二 都道府県労働局長は、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査について準用する。

罰則

第百十六条 第五十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第百十七条 第三十七条第一項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第五十六条第一項、第七十五条の八第一項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十八条 第五十三条第二項（第五十三条の三、第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第二項又は第七十五条の十一第二項（第八十三条の三及び第八十五条の三において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二

項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第三項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項から第五項まで、第一百一条第一項又は第一百三條第一項の規定に違反した者

二 第十一条第二項（第十二条第二項及び第十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第五十七条の四第一項、第六十五条第五項、第六十六条第四項、第九十八條第二項又は第九十九條第二項の規定による命令又は指示に違反した者

三 第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四 項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又

は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた

者

六 第一百三條第三項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をした者

第二百一十一條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九條（第五十三條の二、第五十四條及び第五十四條の二第二項において準用する場合を含む。）又は第七十五條の十（第八十三條の三及び第八十五條の三において準用する場合を含む。）の許可を受けないで製造時等検査、性能検査、個別検定若しくは型式検定の業務、試験事務若しくはコンサルタント試験事務の全部又は又は登録事務を廃止したとき。

二 第九十六條第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第百条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

四 第一百三條第二項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

第二百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六條、第百十七條、第百十九條又は第百二十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

OSHMS導入の成果

「OSHMSへの取組み状況等に関するアンケート調査結果」(平成15年2月、OSHMS促進協議会)より

OSHMSを導入して得られた成果、考えられる成果について

① システムを構築し実施・運用している事業場を調査対象とした場合 (複数回答可)

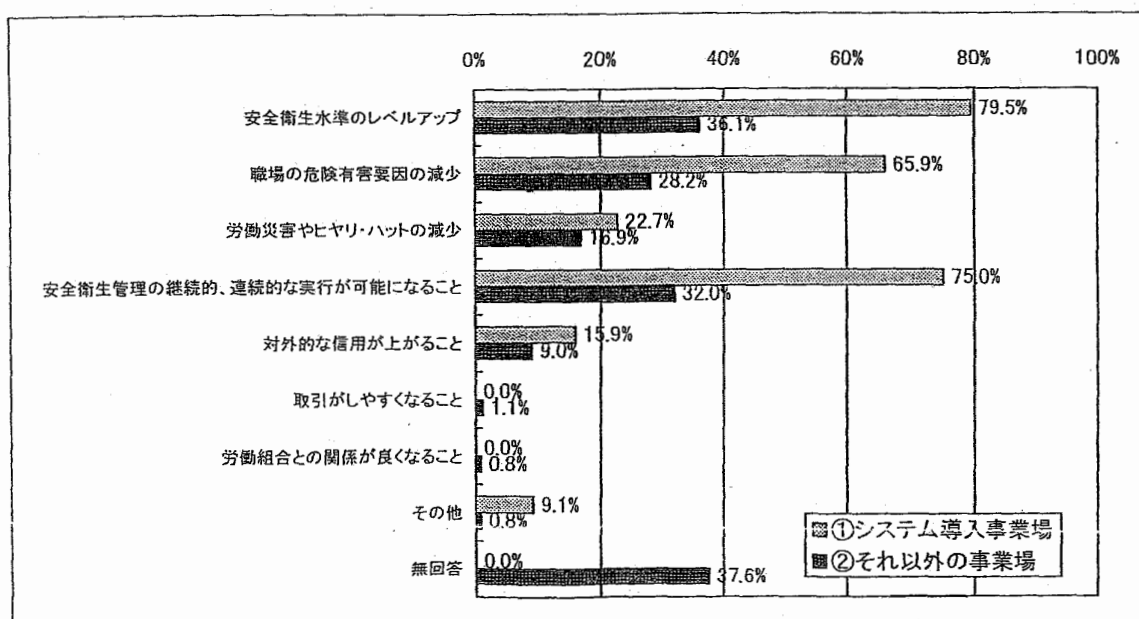
(N= 44)

イ 安全衛生水準のレベルアップ	35 (79.5%)
ロ 職場の危険有害要因の減少	29 (65.9%)
ハ 労働災害やヒヤリ・ハットの減少	10 (22.7%)
ニ 安全衛生管理の継続的、連続的な実行が可能になること	33 (75.0%)
ホ 対外的な信用が上がること	7 (15.9%)
ヘ 取引がしやすくなること	0 (0.0%)
ト 労働組合との関係が良くなること	0 (0.0%)
チ その他	4 (9.1%)

② システムを構築し実施・運用している事業場以外の事業場を調査対象とした場合 (複数回答可)

(N=266)

イ 安全衛生水準のレベルアップ	96 (36.1%)
ロ 職場の危険有害要因の減少	75 (28.2%)
ハ 労働災害やヒヤリ・ハットの減少	45 (16.9%)
ニ 安全衛生管理の継続的、連続的な実行が可能になること	85 (32.0%)
ホ 対外的な信用が上がること	24 (9.0%)
ヘ 取引がしやすくなること	3 (1.1%)
ト 労働組合との関係が良くなること	2 (0.8%)
チ その他	2 (0.8%)
リ 無回答	100 (37.6%)



労働安全衛生マネジメントシステム導入の効果

(中央労働災害防止協会 適格 OSHMS 認定事業場へのアンケート調査結果より)

1 A社

- (1) 安全を守る“仕組み”を構築でき、災害ゼロを実現できた。(いわゆる「赤チン」災害もなくなった。)
- (2) 成功体験を得、実行・努力する喜びを得るとともに、全員で取り組む風土ができた。
- (3) 継続の大切さを全員に示すことができた。

2 B社

- (1) 従業員の安全衛生に対する意識の高まりが感じられ、無災害を継続している。
- (2) 安全衛生管理水準ができたため、今後の活動目標が明確になった。

3 C社

- (1) 企業グループとして一つの安全衛生活動が展開できるようになった。
- (2) OSHMSの仕組みを企業及び国内外の子会社を含めグループ全体の活動として導入を図ってきたが、推進単位ごとに組織化を行いシステムを機能させることにより、管理責任者をはじめ各階層の安全衛生に関する意識の向上を図ることができた。
- (3) また、新たにリスクアセスメント手法を取り入れ、リスクレベルを定量的に把握、低減を図ることにより、作業方法や安全衛生環境の充実が図られた。
- (4) 全推進単位の活動評価を通じて、課題の明確化や良さの水平展開が図られ、グループ全体のスパイラルアップに繋がっている。

4 D社

- (1) 安全衛生活動が定量化され、管理者の管理活動レベルとして評価できる手法が浸透してきたことで、管理監督者の意識が大きく変化した。
- (2) OSHMSの実施、運用は社員全員であり、共通認識のもと目標達成に向けて取り組むことで、社員一人ひとりの安全衛生意識の高揚に繋がり、大きな効果が期待できる。
- (3) PDCAサイクルを回していくことで、さらなる安全衛生マネジメントの質の向上も期待され、「健康で安心」して働ける企業風土を構築できると考えている。

5 E社

- (1) 安全衛生方針の明確化と周知徹底が図れた。
- (2) 安全衛生活動が単年度計画であったのを、中期計画を作成できるように変革できた。
- (3) 経営者、社員一体化による、安全衛生意識が向上した。

6 F社

- (1) 今までの安全衛生活動に対する自信が持てたとともに、今後の安全衛生活動に対する意欲が向上した。
- (2) システマチックで継続的な安全衛生活動の向上が期待できる。

企業における自律的な安全衛生管理に係る論点

1. 最低基準による個別規制方式の課題	
(1) 重大な災害や新たな知見に基づき規定の見直しを行っているが、規制の性格上、後追いの側面が強いため、事業場内に存在する全ての危険・有害要因の対策を網羅することはできないのではないか。	○ 事業場の実態は、それぞれ異なり、実態にあわせて危険な部分の対応を進めるのが当然であり、事業所としても投資がやりやすくなる。 ○ 法規制があるからリスクが極めて小さいことが判っているのにそれにお金を投下するよりも、現にリスクが高いものに投下する仕組みができることが望ましい。 ○ 規制による安全衛生の本質的な課題である。 ○ 新規化学物質が新たに加わるとともに許容濃度も毎年更新され、現状を考えると、詳細に規定による規制は不可能である。包括的な規制や結果責任や立証責任を問うような規制のあり方が望まれる。その際、当然のことながら内部的人的資源のない中小企業においては、労働安全衛生コンサルタントなどの外部専門家の活用を推進する。 ○ 問題は従来から存在する規制側と被規制側との間に存在するある種の相互依存体質を乗り越えられるか否かではないか。

(2) 所定の目的を達成するための措置を講じることが求める規定もあるが、一部の規定には要求される措置として仕様等を具体的に定めたものがあり、事業者が講じる措置の自由度が低いのではないか。

○ 同感である。EVABAT（経済的に実行可能な最良利用技術：Economically Viable Application of Best Available Technology）の考え方が採用できるのが好ましい。

○ 事業者にとっては、法規制で詳細な対応が示される場合は、事業活動やコストメリットを考え工夫する余地が狭まり好ましくない。

○ 詳細な規定は、能力のない事業者の対応を促す効果が、ある反面、事業者が自らの思ふ事業場に合った安全衛生活動に対する特殊健康診断の要否を判断するに、有害化学物質に高濃度曝露を前提とした規制は、本来の労働衛生ニーズに応じた活動の優先順位を歪めることになる。

(1) 事業形態の変化により、適用事業場の単位が実態に合わないのではないか。

○ 現事は、分て的連で、業か生規業さ。を係は考、企を衛の企る。編関る、か。、制全業もあ再本ななうは規安企とで業資にうろででの、くき企、位よだ系数でくなべなば單のい体者しな少るまれの象な法働とは、えざえク対は生労働でり考ま考スうで衛の企模あでさをりよき全と、規で模、態やのべ安ご来のの規等状任算すの場本場も業化する責決大在業。業く企社いな結括

マ多やのい
一を「」な必
パ場パ場はが
一業一業で定
ス事ス事要規
。細、し必の
る零てなが揺
あのいみ正動
が等つ「改も
要ニにた法で
必ビ業しる鉄
るン企合す下
すコ大統に地
善やるを項や
改トすニ条道。
でッ有ビな鉄る
いケ保ンう。あ
急一數コよか

(2) 就業形態の変化、業務の外部化等により指揮命令系統の異なる労働者の混在に対して有効な安全衛生管理体制が取られていないのではないか。

○ 業の生請題に
うム衛で問確
負テ全階、明
をス安段とも
任シるの認て
責トす等確い
生シ対約のつ
衛メに契況に
全ジ等、状任
安ネ業るの責
なマ企す生の
的、けに衛合
括る請確全場
総す下明安たい
の大内をのしと
の場拡構上業生
業をで向企発る
事種中の負がす

○ 事うる全と抑え
はよす安るを考
化し決、い流と
変で解際て上る
のかでのれ、あ
態確任注らでで
形は責発削の道
注と請請にす王
発こ元下先だが
受るは。っ実の
やいてる真事る
化ていいがのす
変しつて用知制
のににえ費周規
態難れ考理もし
形複こと管の理
務を、き生う管。
業態がべ衛いえる。

3. 事業者責任の在り方に関する検討

(1) 個別規制と事業者責任

最低基準による個別規制方式では、事業者が安全衛生水準を一層向上させる動機付けとならない。

○ 企業経営の意思決定は、短期的な利益増大を優先し、安全衛生に投資する意欲が低くなる。また、安全衛生に投資するコストは、短期的には発生しない。したがって、安全衛生に投資する企業は、競争上の不利を被る。このため、安全衛生に投資する企業を支援する必要がある。例えば、安全衛生に投資する企業に対して、税制上の優遇措置を講ずる。また、安全衛生に投資する企業に対して、金融上の支援を行う。さらに、安全衛生に投資する企業に対して、情報提供を行う。これにより、安全衛生に投資する企業の数を増やし、安全衛生水準を向上させることが期待される。

○ ご指摘のとおりである。事業者には、安全衛生に関する責任がある。この責任を果たすためには、事業者自身が安全衛生に投資し、安全衛生水準を向上させる必要がある。また、政府や関係機関が、事業者に対して安全衛生に関する情報を提供し、安全衛生に投資する企業を支援する必要がある。これにより、安全衛生水準を向上させることが期待される。

(2) 事業者責任の方向

リスクアセスメントを導入し、自律性の高い安全衛生管理の企業内での展開を促進することが必要である。

○ そのとおりである。ただし、前述のように、事業者が単に事業所長（多くの場合中間管理職）に限定せず、企業単位の責任を明確にすべきと思われる。

4. 自律的な安全衛生管理の導入	全教ISの、直、イでの生ンっに全立と
(1) マネジメントシステム導入促進策（社会的な評価の向上に向けて）	安、。間、がえな要ム衛メ行上安のこあ にもる業る政与ま重テ全ジを向はとるで 仮てれ企あ行をざがス安ネ動のてきき がしらに、で、証まとし、マ活ルしるでべ 入と限うトは認さこトは。なべとい認す 導るはよスで、にくン証いうレルて確に のが果のべ中てらいメ認なよ生一しが件 ム繁効ズがいしさてジくら衛ゴたと条 テに進ーとな与、えネづなど全、果この ス上促リこが関し与マ基はで安にをるブ シ向はシるきに表を、にに中がも務いィ トのでシる動的公ブし合証のれと義てテ ンル動にな接をイか適立ムそと慮しン メベ活件う間果テしののテ、る配指セ ジレ蒙や要よ、結ン。ヘルスリが康目ン 衛生啓引の的のせる格ベシおな健をイ マ育O9000取そ接そンあ規レトてつ・証がる 〇 〇 東京電力や雪印食品の例を引くるまでもな くに、現在一般社は格がめいも衛生 お新求め、各水準は段高いくもつて全 なたに、の事業者よやに認の識を 絶つた、の機い業るのすな動に手 ののたきたで姿を逃すはを急に手 打のきたでを勢をキ示絶好一の機 制のたでる姿ををすをの機

と考えております。

(2)安全衛生管理の優良な事業場等に対するインセンティブ措置（法令上要求される措置の緩和・柔軟化等）

○インセンティブ措置を与えることは賛成である。しかしマネジメントシステムの導入を前提としている場合には、マネジメントシステムに含まれる要素と、対応する規制の関係に基づく与えるべきであり、マネジメントシステムを組んだから、一律に規制緩和を与えることは危険である。たとえば、化学物質管理の適切な仕組みを作ったので、有規則や特化則の規制を緩和するという対応である。

○安全衛生問題は「何もなくて当たり前」というのがインセンティブを高めない最大の問題であった。その生産性やリスクを先取りすることが儲けにつながるという発想を定着させるべき。

(その他、論点とすべき点・もしくはご意見等ございましたらお願い致します。)

たむで題は、可のて師種管考
き含部課すら不業め健あ一なで
だを一生ルが企始保では的ん
た理の衛へな与むてや部で律含
い管生全ルと関含つ医一中自も
て康衛安タこのをあ業のの用
し健全のンの家者が産制ム場活
に、安場メ然門営み。体テ業の
確はな業や当専経組る生ス事家
明で要事働。のにりあ衛シ、門
を場重、労る等時取で全トで専
困立は今重あ医同なの安ンの、
範の動昨過で業、的ものメるは
の医活に、題産が体る場ジあて
生業健特で課はる主き業ネでい
衛産保。か要にあので事マ車お
全。業るな重策で層応も、齒に
安い産あの最対欠各対等りの理
えス合要管のはイ

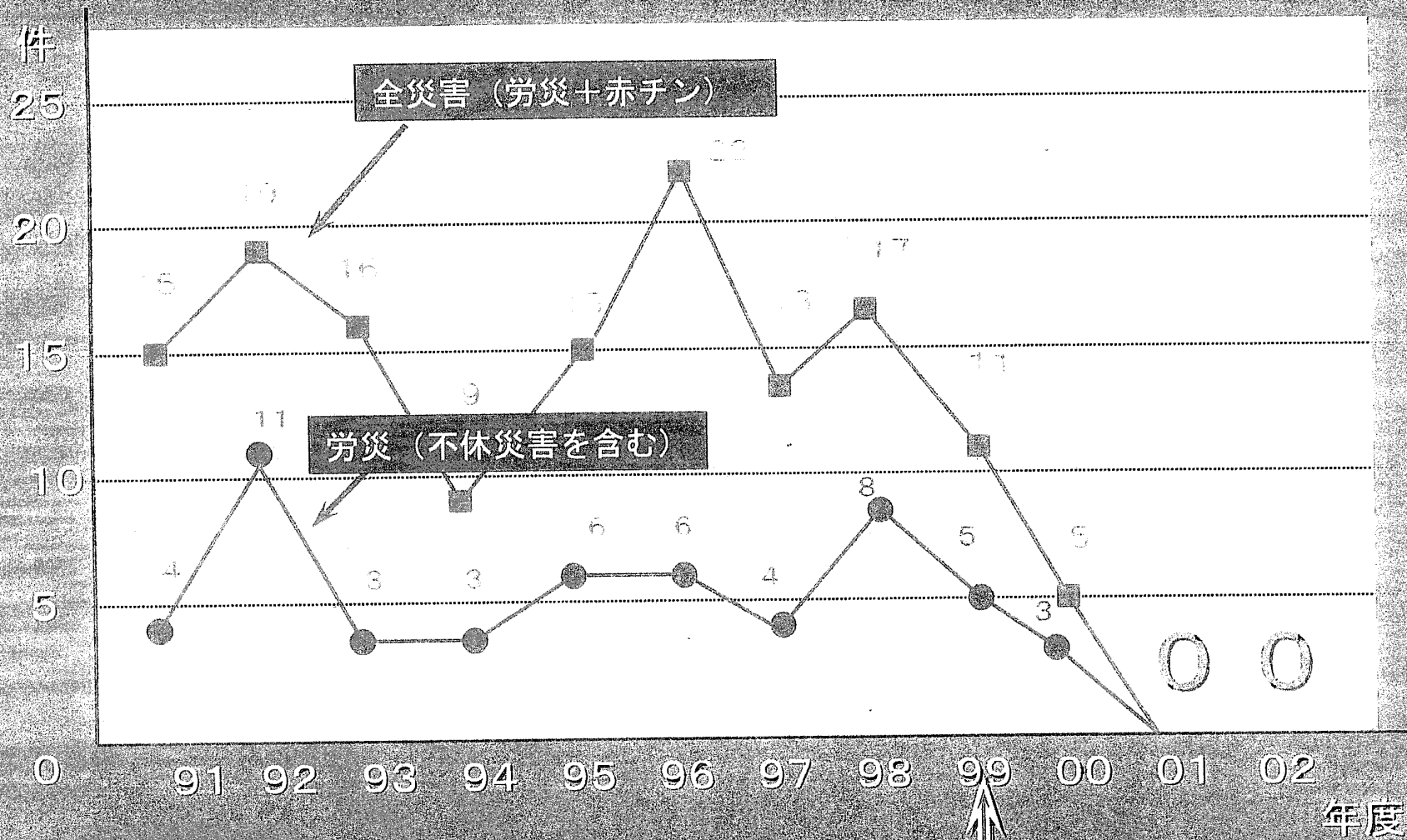
○私見では、現在の安衛法上の最重要課題は、産業保健制度の充実にあると思われ、以下の2点が緊急課題である。

- ・ 労働者1000人以下の事業場における産業医活動の実質化を図るために何をすべきか。産業医選任義務のない労働者50人未満の事業場における産業保健活動を図る方策は何か。
 - ・ 産業保健の実質的担い手である産業保健師、産業看護師の制度化を考える時期ではないか。
- OHSMSは災害の原因を絶つことが主になり、リスクを減らすための活動となりますが、評価についてはリスクがどれだけ減少したかが対象であり、災害がどれだけ減ったかということを経営の対象とするのは本質ではない。

OSHMS導入の経緯

資料番号
No. 41

労働災害発生件数推移(全災害)



(労働省指針1999年4月公表)

1999年11月SSS 2000導入

SSS 2000 年表

年	月	事業部年表	国内外動向
1997	2	ISO 9001 認証	
1998	3	ISO14001 認証	
1999	4	事業部発足	労働省指針公表 OHSAS 18001 発行
	11	キックオフ宣言	
2000	4	システム運用開始	OHSMS の ISO 化否決
	11	マニュアル制定	
2001	1	内部監査実施	
	3	マネジメントレビュー実施	
	8	月刊誌取材／2社	6月ILOが伴ライン承認
	10	中災防殿ホテル事業場	
2002	5	協力会社説明講演	
	6	新聞社／月刊誌取材	
	10	全国産業安全衛生大会福岡特別報告	

労働災害ゼロを実現する
「SSS 2000」
事業部独自の活動のご紹介

S = 食品システム事業部

S = Safety

S = System

2000 = 2000年Version

インセンティブ措置（優遇措置）についての一企業の提案

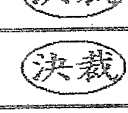
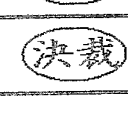
インセンティブ措置（優遇措置）	適用の対象	効果等
労災保険料率のメリット制の適用	OSHMSが構築、的、確に運営され、災害の発生確率が低くなることが期待される事業場	・積極的な安全衛生管理の推進を助長
計画の届出の免除	OSHMSが構築、的、確に運営され、法令の制定、改正に關して的確な判断に基づき必要な対応ができる事業場 ・設備の新設、改造に關して自ら危険有害要因を抽出し、必要な対策が実施できる事業場 ・一定の専門的知識に裏付けられた的確な安全衛生管理が実施できる事業場	
作業環境測定結果に基づく特例措置	OSHMSが的、確に運営され、安全衛生水準が優良であり、法令の制定、改正に關して的確な判断に基づき必要な対応ができる事業場 ・実施している作業に關して自ら危険有害要因を抽出し、必要な対策が実施できる事業場 ・一定の専門的知識に裏付けられた的確な安全衛生管理が実施できる事業場	・適正な作業環境を維持するために必要な制御風速の設定 ・適正な作業環境を維持するために必要な作業環境測定の頻度設定 ・産業医の判断による特殊健診の省略
適用除外認定申請の免除	OSHMSが的、確に運営され、安全衛生水準が優良であり、法令の制定、改正に關して的確な判断に基づき必要な対応ができる事業場 ・実施している作業に關して自ら危険有害要因を抽出し、必要な対策が実施できる事業場 ・一定の専門的知識に裏付けられた的確な安全衛生管理が実施できる事業場	
クレーン等、ボイラー・圧力容器の性能検査の期間の延長または自主検査	OSHMSが構築、的、確に運営され、法令の制定、改正に關して的確な判断に基づき必要な対応ができる事業場 ・実施している作業に關して自ら危険有害要因を抽出し、必要な対策が実施できる事業場 ・一定の専門的知識に裏付けられた的確な安全衛生管理が実施できる事業場	・過去の性能検査の結果に基づく優遇措置適用申請が必要
定期自主検査の自由度の拡大	OSHMSが的、確に運営され、安全衛生水準が優良であり、法令の制定、改正に關して的確な判断に基づき必要な対応ができる事業場 ・実施している作業に關して自ら危険有害要因を抽出し、必要な対策が実施できる事業場 ・一定の専門的知識に裏付けられた的確な安全衛生管理が実施できる事業場	・個々の設備に合った的確な管理を指向する
作業主任者に関する技能講習の企業内実施	OSHMSが的、確に運営され、安全衛生水準が優良であり、法令の制定、改正に關して的確な判断に基づき必要な対応ができる事業場 ・実施している作業に關して自ら危険有害要因を抽出し、必要な対策が実施できる事業場 ・一定の専門的知識に裏付けられた的確な安全衛生管理が実施できる事業場	・作業実態に合った的確な管理を指向する

170.5

起 案 用 紙

発議印（施行年月日、文書番号等）	起 案	平成15年 6月 4日		
	決 裁	平成15年 6月 9日		
	公 印	平成 年 月 日	印	
	起 案 者			
施 行 上 の 注 意	労働基準局安全衛生部 計画課 独法班 内線 5550 番 氏 名 虎澤 茂樹			

件 名	「企業におけるリスクアセスメントの導入について」検討会 開催に係る経費の支出について
起案理由： 表記について最新の知見を聴取するため、別紙のとおり検討会を開催し、経費を支出してよろしいか、お伺いする。 なお、御高裁の上は、別紙案により参集者あて出席を依頼してよろしいか、併せてお伺いする。	

所 属	役職／氏名	決裁
労働基準局	局長 松崎 朗	
労働基準局	審議官 青木 豊	
労働基準局 総務課	課長 森山 寛	
労働基準局 総務課	課長補佐 本間 文佳	
労働基準局 総務課 予算係	係長 藤原 毅	
労働基準局 総務課 予算係	主任 池田 大祐	
労働基準局 総務課	課長補佐 鈴木 英二郎	
労働基準局 総務課 総括係	係長 松原 哲也	
労働基準局安全衛生部 計画課	安全衛生部長 大石 明	
労働基準局安全衛生部 計画課	課長 中沖 剛	
労働基準局安全衛生部 計画課	課長補佐 平塚 志郎	
労働基準局安全衛生部 計画課 管理係	管理係長 笹川 康成	

労働基準局安全衛生部 計画課 管理係	係員 中村 一樹	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 企画係	課長補佐 毛利 正	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 企画係	企画係長 高津 昌夫	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	調査官 田中 正晴	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	企画第二係長 有賀 康雄	決裁

大分類	
中分類	
小分類	
行政文書ファイル名	
保存期間	

大臣官房総務課引継 平成 年

厚生労働省

「企業におけるリスクアセスメントの導入について」検討会開催に係る経費の支出について

1 日 時 平成15年6月11日(水) 9:30~11:30

2 場 所 厚生労働省本館共用第6会議室

3 議 題 「企業におけるリスクアセスメントの導入にかかる意見聴取について」

4 出席者 検討会メンバー 7名
厚生労働省職員 9名

5 予定経費 (1) 謝金 @9,500円×2人=19,000円
@9,000円×5人=45,000円
小計64,000円
(2) 旅費 128,340円
(3) 茶菓代 @270円×16人=4,320円
(経費支出先:喫茶モア)
(4) 速記料 @24,000円×2時間×1.05=50,400円
合計 247,060円
(内訳は別添参照)

6 支出科目 労働保健特別会計(労災勘定)

(項) 労働福祉事業費

(目) 諸謝金

(目) 委員等旅費

(目) 庁費

(会議名) 企業におけるリスクアセスメントの導入にかかる意見聴取について

平成15年6月11日(水)9:30~11:30

於 厚生労働省本館共用第6会議室

氏名 (所属)	住所(勤務先) (自宅)	謝金	旅費	茶菓	出欠
井上 枝一郎 (関東学院大学教授)	〒236-8501 神奈川県横浜市金沢区六浦東1-50-1 [REDACTED]	○	○	○	
小出 勲夫 (豊田安全衛生マネジメントシステム 取締役社長)	〒473-0902 愛知県豊田市大林町14-10-18 [REDACTED]	○	○	○	
後藤 純一 (神戸大学経済経営研究所教授)	〒657-8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町 2-1 [REDACTED]	○	○	○	
柴田 裕子 (UFJ総合研究所主任)	〒105-8631 東京都港区新橋1-11-7 [REDACTED]	○	/	○	
畠中 信夫 (白鷗大学法学部教授)	〒323-8585 栃木県小山市大行寺1117 [REDACTED]	○	○	○	
平野 敏右 (独)消防研究所理事長(座長)	〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1 [REDACTED]	○	○	○	
宮尾 克 (名古屋大学情報連携基盤センター教授)	〒464-8601 愛知県名古屋市中種区不老町 [REDACTED]	○	○	○	
計7名			7	6	7 0

(会議名) 企業におけるリスクアセスメントの導入について

平成15年6月11日(水) 9:30～11:30

於 厚生労働省本館共用第6会議室

氏名	官職	茶 菓	出 欠
大石 明	安全衛生部長	○	
中沖 剛	安全衛生部計画課長	○	
西本 徳生	安全衛生部安全課長	○	
田中正晴	安全衛生部計画課調査官	○	
毛利 正	安全衛生部計画課課長補佐	○	
奈良 篤	安全衛生部主任中央労働衛生専門官	○	
永田 和博	安全衛生部副主任中央労働衛生専門官	○	
高津 昌夫	安全衛生部計画課企画係長	○	
有賀康雄	安全衛生部計画課企画第2係長	○	
計9名		9	

(会議出席予定者 16名)

旅費内訳

(単位:円)

氏名	日当	鉄道費	宿泊料	謝金	計
井上枝一郎	1,300	980 (志木)	—	■	■
小出 勲夫	2,600	19,620 (三河豊田)	13,100	■	■
後藤 純一	2,600	31,280 (マリンパーク)	13,100	■	■
柴田 裕子	—	—	—	■	■
畠中 信夫	1,300	1,040 (南柏)	—	■	■
平野 敏右	1,300	900 (つつじヶ丘)	—	■	■
宮尾 克	2,600	23,520 (一社)	13,100	■	■
計	11,700	77,340	39,300	64,000	192,340

✓

✓

X

6